

第8回統計作成プロセス部会 議事録

1 日時 令和6年6月4日（火）15:00～16:45

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室（Web併用）

3 出席者

【委員】

津谷典子（部会長）、佐藤香（部会長代理）、會田雅人、椿広計

【臨時委員】

成田礼子

【専門委員】

西美幸、細川努

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長

統計品質管理推進室：辻参事官、沼川企画官

4 議題

（1）各府省等の点検・評価の取組状況（令和5年度）について

（2）統計作成プロセス診断の実施状況（令和5年度）について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第8回統計作成プロセス部会を始めたいと思います。

本日は、委員の皆様は全員対面で御出席をいただいております。ありがとうございます。ただ、各府省の審議協力者の中には、一部オンラインで御参加いただいている方々もおられます。

委員、臨時委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、審議及び議論への御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、下野専門委員及び安井専門委員は、本日、所用により御欠席との御連絡をいただいております。両専門委員には、本日の審議状況を、後日、事務局より共有させていただきたいと思います。

それでは、事前に配布された議事次第を御覧ください。

本日は、議題が2つございます。議題の1は、令和2年度から各府省が行っている点検・評価の取組状況について、議題の2は、統計作成プロセス診断の実施状況についてです。

それぞれの議題について、まず事務局から、令和5年度の状況を中心に御報告いただき、その後、より充実した取組と支援の向上のために、委員の皆様から御意見や御助言をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これらの議題に沿いまして、資料1と2の2つの本体資料のほか、参考1から3までの3つの参考資料、合計5つの資料を事前に送付させていただいております。お手元にご覧いただけますか。よろしいでしょうか。確認をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思っております。

まず、議題の1についてです。

P D C Aサイクルの確立に向けた点検・評価の取組は、各府省が、統計調査の実施後にその実施状況などを中心に自己点検を行い、その結果を次回以降の調査計画や業務マニュアル等の見直しに反映し、不断に改善を図るものであり、公的統計の品質管理の中核となる取組として、令和2年度から実施されております。

各府省の点検・評価の取組状況については、定期的に事務局より御報告をいただいております。昨年9月に開催された当部会の第6回会合では、特に基幹統計調査について御報告をいただき、ほぼ点検・評価が一巡するような状況になっていることなどから、各府省における取組がおおむね順調に進んでいることを確認いたしました。

本日の部会では、事務局から、昨年度の取組を中心に、各府省における点検・評価の取組状況について御説明をいただき、その上で、引き続きその着実な推進に向けて、委員の皆様方から御意見をいただければと思っております。

それでは、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 統計品質管理推進室参事官の辻と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の関係、令和5年度における各府省の点検・評価の取組状況について御報告をさせていただきます。資料1を御覧いただければと思っております。

まず、1ページ、これは取組の経緯でございます。委員の皆様もよく御存じのことと存じますが、令和2年10月に取組がスタートしており、昨年、点検・評価の中で業務マニュアルの整備状況の確認などがされるように、ガイドラインの改定を行ったところです。

2ページは、個々の統計作成プロセスにおける点検・評価の取組のイメージを整理させていただきましたものですが、説明は割愛させていただきます。

3ページは、参考2として、点検・評価の実施時期について、改めて整理をさせていただいております。まず、各府省は、一般統計も含め、所管する全ての統計調査を対象に実施計画を定めて、計画的に点検・評価を実施していただくこと。それから、実施のタイミングについては、周期調査についてはその周期の都度、経常調査については、例えば3年ごとという形で実施していただくことを基本としており、実施時期の検討に際しては、民間事業者の選定替え、あるいは調査計画の変更について総務省への承認申請を行うタイミングなども見据えて、実効性のある取組としていただくこととしております。

4ページからが、令和5年度の点検・評価の実施状況です。真ん中の赤枠のところは令和5年度に実施をした点検・評価の実施数、それから、右側が令和6年度に実施予定の数

ということで、府省ごとに整理をしております。令和5年度の点検・評価の実施数が、一番下のところですが、令和6年度が126となっておりますが、この実施数をどう捉えてよいのかというのが分かりにくいと思いますので、次の5ページに、点検・評価の取組が始まった令和2年からの延べの実施件数を整理させていただいております。一番左の統計調査の数と見比べていただきますと、ほとんどの府省では、令和5年度までに点検・評価の実施数が調査の数を上回る、遅れているところでも、令和6年度には、点検・評価の実施数が上回るというような状況でありまして、各府省において、3年から5年に1回のペースで点検・評価が着実に実施され、これからどんどん2巡目、3巡目に入っていくと、そういう状況が見てとれるかと存じます。

6ページからは、点検・評価を通じて各府省において実際に改善が行われた事例について、点検・評価結果の中から幾つかピックアップをして、紹介をさせていただきます。

1は、統計委員会の建議なども踏まえて、点検・評価を通じて業務マニュアルの整備・改善などに取り組まれた例でございます。例えば、遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに明示した事例とか、調査事項などを変更する際の変更管理の手順等を整理しマニュアルに記載した事例、それから、本省レベルではマニュアルが既に整備されているものの、さらに実査を担う地方公共団体や国の出先機関の担当者用のマニュアルについても整備を行うというもの、また、3年に1回の周期調査において、その間に担当者が替わっても、変わらずに調査が実施できるようにマニュアルを整備するというもの。このような事例がございました。

2は、欠測値等の処理方法をホームページに掲載することとし、品質表示の充実を図るという取組でございます。

3は、点検・評価を踏まえて、調査項目・集計項目の見直しなどを行うもので、法改正等への対応のための調査項目・集計項目の見直しを行うもの、報告者負担軽減や回答の誤りを防ぐために調査票のレイアウトなどを見直すもの、それから、行政データ等を活用し調査項目の縮減を図るものがございました。

次に、7ページ、4でございますけれども、デジタル技術を活用して業務効率化を図るというもので、オンライン調査の対象の拡充をするもの、RPAを活用してメールの送受信を自動化するという取組、また、デジタルによる公表を推進し、この際、ほとんど利用のない印刷物による公表を廃止して業務の効率化を図ろうというところも幾つかございました。

5は、点検・評価の結果を踏まえ、調査結果の精度を確保するために調査地区数を増加する見直しを行うという事例でございます。

6は、職員の負担軽減の観点から、実査の民間委託を進めることや、既に民間委託を行っているものについて、より内容を充実させるために仕様書等の見直しを行うというような事例でございます。

最後に8ページ、7でございますけれども、調査計画で定められた公表時期までに公表できなかったことを踏まえて、再発防止のために業務工程の見直しや作業マニュアルの整備を行った事例、それから、点検・評価の中で、数年前から調査計画上の集計項目の一部

が未公表となっていたことを把握して、その改善を図った事例。このような事例がございました。この7の2つの事例については、調査計画との不整合が生じていたという点では決して褒められる事案ではないのですが、点検・評価を行ったからこそ、このような問題に気付いて改善が図られたという、PDCAがきちんと回っている事例ということで、紹介をさせていただきます。

以上の改善例を含めまして、点検・評価結果の中には、この下に※印で書かせていただいておりますが、この後、議題2で御紹介をさせていただき統計作成プロセス診断による助言等を踏まえた見直し・改善についても盛り込んで、公表されているところでございます。

また、点検・評価の結果、調査計画を見直すということになれば、総務省に調査計画の変更申請が行われるわけですが、総務省で審査を行う際には、各府省が行う点検・評価の結果について活用・確認をされているということで、参考として書かせていただいておりますとおり、令和5年度において、点検・評価の結果を踏まえて調査計画の変更の承認を行ったものを、私どもで数えてみますと、16調査程度ありました。

最後に9ページ、今後の取組についてでございますが、点検・評価の実施状況のところでも申し上げましたように、点検・評価の実施については、各府省において着実に取組が行われているという状況であり、今後は、点検・評価の中身について、さらなる充実を図っていく必要があると考えているところでございます。そのような観点から、昨年、閣議決定された第IV期統計基本計画において、点検・評価の際に取り組むべきとされている事項について整理をしましたので、紹介をさせていただきます。

No.66は、点検・評価の取組を通じて業務マニュアルの整備・更新などに取り組むことが書かれています。

No.69は、この点検・評価の取組の中で、例えばイレギュラーな問題が生じていたということが把握できたときに、例外事項として業務マニュアルに加えるかどうかなど、例外事項の取扱いを検討することが求められています。

No.70については、変更管理の取組を確実に実施するということ。

No.72、73については、遅延調査票の取扱いについて、点検・評価を通じて確認をする、そして、必要があれば業務マニュアルの改訂をしていく、そのようなことが書かれています。

最後に、No.75ですが、調査を受託する地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行うということが書かれています。

最後、No.71と76には、総務省の支援とか好事例の横展開という話も記載されているところです。

このような事項が基本計画の中に盛り込まれており、政府としては、引き続きこうした事項に留意をしながら、取組を進めていく必要があると考えているところです。

点検・評価の取組状況についての説明は以上でございます。

○津谷部会長 参事官、御説明、ありがとうございました。

ただ今、事務局より、各府省における点検・評価の実施の状況について、府省間でやや

差はあるけれども、全体として、おおむね着実に実施されていると言える状況にあるのではないかという御説明でした。この点検・評価はこれから2巡目、3巡目に入っていくということです。このことは基幹統計調査についてだけでなく、一般統計調査も含め、政府統計調査全体について言えます。また、点検・評価を通じて、各府省において統計作成プロセスの見直しや改善のための様々な取組が行われているということについても、御報告をいただきました。

それでは、この御報告に基づいて、ただ今お伺いした内容について、委員、臨時委員、専門委員の皆様から御意見や御感想、もしくは御助言などありましたら、お伺いしたいと思います。各府省の取組を着実に推進していくために、そして、私どもの支援をより効果的に行うためにも、皆様の御意見は大変貴重ですので、確認しておきたいという疑問点も含め、御意見がございましたら、どなたでも御自由に挙手をお願いいたします。

では、成田臨時委員、お願いいたします。

○成田臨時委員 臨時委員の成田でございます。

先日、御説明いただいたときに、この部会で御説明いただくことになっていたかと思うんですが、3ページのですね…。

○津谷部会長 資料1の3ページですか。

○成田臨時委員 はい。今の資料1の3ページのところで、年次調査でも、負担の関係から3年に1回の実施をしているというお話だったんですが、ただし、年次調査でも、変更がある場合は評価することになっていっちゃうと。それについて、本当にルールどおりになっていっちゃうかというのを、今回の部会で御報告いただくことになっていたかと思いますが、いかがでしょうか。

○津谷部会長 事務局、お願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 成田委員に御覧いただいた資料のとおり、調査計画の変更について総務省に承認申請を予定している場合には、ガイドラインの中で、その前に点検・評価を実施することが原則となっています。実際、調査計画の変更の承認申請が総務省に上がってきて、審査を行う際にも、この点検・評価結果を活用・確認しているということも、先ほど申し上げました。

一方で、もちろん突発的に調査計画の変更等が必要となる場合などもございますので、例えば、そのような変更前の実施が困難な場合については、変更後の調査計画に基づく調査を実施した後に点検・評価を実施し、そして、その変更効果等の事後確認に活用する。そのようなこともルールに定められているところでございます。

そのような状況でございますので、今回、御指摘いただいたことも踏まえて、こうしたルールについて、改めてしっかり各府省に周知を図っていきたいと考えております。

○津谷部会長 成田委員、いかがでございましょうか。

○成田臨時委員 分かりました。

○津谷部会長 ありがとうございます。どの程度このルールに沿って、各府省による点検・評価が行われているのかという御質問であったかと思います。おおむねルールに沿って行われているというお答えでした。ただ、能登半島で大規模な地震があったように、想定外

の突発的な出来事への対応がどうしても必要になる場合がこれからも出てくるかと思いません。そのような場合にも、きちんと事後に点検・評価を実施していただき、次回の調査、そして今後の調査に活かしていただきたいと思います。当該調査だけではなく、ほかの政府調査にもそのような経験と知見が生かされるように、情報の共有による水平展開をしていただければと思います。好事例ばかりでなく、いろいろな課題への対応についても、府省間で知識・情報の共有をしていただければよろしいと思います。ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問、御提案、ございませんでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 佐藤です。御説明、ありがとうございました。

ちょっと話題がずれるんですけど、厚生労働省の毎月勤労統計調査のことなんですが、COBOLという集計のシステムを変えないと、ちゃんと今の時代に適した作成ができないということで、新しいシステムの開発をしているという話を委員会で伺っております。そういう古いシステムと新しいシステムが併存している場合に、マニュアルが多分ダブルになってしまうと思うんですが、その点検・評価というのも恐らく大変負担になると思うんですね。そういう点検・評価の負担が大きな調査について、やはり何か支援のようなものが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○津谷部会長 これについて、事務局、何かお考えがございましたらお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 点検・評価の取組自体は、資料の参考1にガイドラインを付けていますけれども、この別紙3で様式を示しております、こういうチェックリスト的なもので簡易に評価を行った上で、もし問題があれば深掘りをして、重点的に検証をしていく。そういう形の取組としておりまして、そういう意味で、各府省に過度の負担にならないような取組をさせていただいているという状況でございます。

○津谷部会長 私からも確認させていただきます。別紙の3には、点検・評価の様式のひな形が示されておりますが、原則、担当府省が、まずこのひな形を使って統計作成プロセス部会事務局に御連絡していただき、それに対応するという形になっているわけですね。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 点検・評価は自己点検ということですので、この点検・評価の様式に沿って、各府省で評価結果というのをまとめていただいて、それを総務省に報告いただいて、総務省がe-Statに掲載して公表する、そういう形でやっています。

○津谷部会長 定期的なものだけでなく、突発的なものも含めて、プロセスの一部として点検・評価を行っているということかと思えます。佐藤委員、いかがでございましょうか。

○佐藤部会長代理 分かりました。これでしたら、そんなに負担にならないかとも思いますが、でも、恐らく毎月勤労統計調査については、担当者の方たちは大変、引き続き苦勞なさっていると思うので、そのことはちょっと気にかけておいて差し上げるとよいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○津谷部会長 御配慮、ありがとうございます。毎月勤労統計調査は、一連の政府統計調

査における不適切処理事案が最初に発生した調査ですので、それ以降、厚生労働省も意識して丁寧に対応されていると思います。委員会報告をはじめとして、自ら率先して、自発的にいろいろな取組をしてくださっているようですので、それを続けていってください。私たちもそれを前向きに評価して、支援を続けていきたいと思います。佐藤委員、ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問、ございませんでしょうか。

西専門委員、お願いいたします。

○西専門委員 西です。調査結果等の御報告、ありがとうございました。

私からは感想として2点あります。1点目は、拝見しますと、各府省、マニュアルの見直しとか、あと突発事故への対処の手順を書きいただいているという自発的取組があるのが、非常によい点だなと思いました。統計に限らず、ほかの省庁も、現場の業務改善とかのお手伝いさせていただくケースが多いのですが、実は統計に限らず、マニュアルがないことはすごくたくさんありまして、この統計の点検・評価の仕組みというのが、統計業務だけじゃなくて、各府省のほかの業務にも展開されるとすごくいいなと思いましたので、ほかの業務と比較しても、各府省の業務手順の確立のトップランナーみたいな位置付けになっていけると、すごくいいなと思いましたし、このPDCA自体は、総務省さんが主導してとかサポートしている部分はあると思うんですが、各府省が自発的にやっぱりやられているというところはすごくポイントかなと思います。人事異動がある省庁の中で、是非この取組がほかの業務にも展開されるといいなという感想が1点目でございます。

あともう1点が、これは総務省の小売物価統計調査とかをお手伝いしていると思うところなんですが、調査員の高齢化とか、このようなプロセスのその先に、将来のリスクとして、調査を担っていただける方がいなくなってしまうとか、まだ顕在化していない問題とか将来リスク、調査自体の継続性みたいなところって、早めに手を打っていかなきゃいけないものもあるかなと思いましたので、このような点検・評価の枠組みに載せるべきものなのか分からないんですが、将来顕在化し得るリスクみたいなのも、こういう点検・評価の枠組みの中で少しずつ棚卸していくとかという機会があってもいいのかなと思いました。

すみません。以上2点です。

○津谷部会長 ありがとうございました。これは御意見ということですが、事務局から何かレスポンスはありますでしょうか。

○西専門委員 感想に近いのかなと。

○津谷部会長 御感想とのことですが。ありがとうございました。

確かにマニュアルを逐次更新していくことは大変です。当然のことながら、マンパワーは常に潤沢にあるわけではありませんし、恐らく時間が押しているという場合も多いのではないかと思います。そのような状況で、時間をおかずにマニュアルを整備し続けていくことは大変難しいと思います。しかしそれでも、マニュアルの更新をやっていただくことは大変重要です。マンパワーと時間の両方の意味で初期コストはかかりますけれども、その後の効果を考えると、これは不可欠だと思います。そして、西委員も指摘されたように、人事異動などにより、調査を担当する職員の入れ替わりも多いなかで、調査を順調かつ効

果的に継続していくためにマニュアルの重要性は増していると思います。

また、令和2年国勢調査の調査員の約3割が70歳以上というように調査員の高齢化も進んでいますので、難しいことですが、将来を見据えてできるだけ早めに対応策を考えていく必要があります。そのためにも、課題とそれへの対応についてきちんと文字にして説明し、マニュアルとして残していただくことの重要性は、ますます大きくなってきていると思います。ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問、御感想、ございませんでしょうか。

細川専門委員、どうぞお願いいたします。

○細川専門委員 専門委員の細川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 お久しぶりでございます。

○細川専門委員 ありがとうございます。

御報告いただきまして、点検・評価の取組状況については、まず1巡目としまして、順調に推移していると拝察しております。その上で、2巡目、3巡目を目指すに当たっての今後の改善取組というところで、2つほど私から、半分感想的なところを提案させていただきます。

1つが、今回、先ほどの佐藤委員の御発言にもあったように、今後、業務の標準化を行う上での業務マニュアルの整備と、それに伴うところの成果物ですとか、あと、様々な業務記録の管理につきまして、このようなものをどこかの書庫にしまいっ放しにして、次の見直しのときに引っ張り出すというような形でなく、常に手元で活用し、かつ効率的に変更等の管理をできるような、見直し等をできるような、そのような適切な管理というのが必要になってくると思いますが、そういうところで、各府省の業務の職員の方々に過度な負担にならないように、各府省でもデジタル化の基盤というのは整備されておりますので、そのようなデジタル化の基盤を活用して、例えばマニュアルについても、関係者が誰でも閲覧できるようなどに共有して管理する、また変更の履歴をしっかりと取る、また、そのようなところの最新の必要な資料を委託事業者とも共有するとか、そのような実施の現場の役に立つようなデジタル化というのも今後検討すべきではないかというところを、今後、2巡目、3巡目を進めていく上で、是非御検討いただければありがたいなというところでは。

あと、デジタル化という切り口で申し上げますと、もう一つは、報告者の負担軽減や業務効率化のために、例えばe-Stat、e-Surveyの利用等、政府統計の共通的な仕組みの活用というところも実施し、効果を出しているんじゃないかなと思います。

先ほど佐藤委員の御説明の中でも、例えばまだまだ古い業務の古いシステムなんかもいっぱいありますので、そのようなe-Stat、e-Surveyのような共通サービスをどんどんと最新化していくことによって、個別で刷新しなくとも、共通的な仕組みさえ刷新していけばデジタル化の恩恵を得られるような取組、こういうところも必要なのではないかと感じておりました。

個別具体論はまた今後の検討の中だと思いますけれども、そのようなところを今後、検討されたらいいかなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 細川委員、貴重な御意見、ありがとうございます。

では、事務局、お答えをお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 ありがとうございます。

1点目の業務マニュアルの整備、成果物の管理、このようなものを効率的にやっていくというのは非常に大事なことだと思いますので、ここは、先行してやっているところがあるのか、ないのかということも含めて、いろいろな情報収集をして、何ができるかということを考えていきたいなと思います。

それから、2点目については、まさに政府全体としても、そのような共通サービスを使って、全体的にDXを進めていくというところは、統計基本計画の中でも示されている方向でありますので、そのような方向で今後、全体として取り組んでいくことになるのではないかと考えているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。絶え間ない改善を考えるとときに、デジタル化は欠かせない。デジタル技術をフルに活用して、それを手軽に使えるようにすることは大変重要です。情報をアーカイブ化しておくのではなく、情報を整理して簡単に使えるようにしていく。そうすれば、情報を身近に使えるようになり、その内容もアップデートされていくという、大変貴重な御意見だと思います。ありがとうございます。

どうぞ、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 すみません。7ページが今出ていますけど、一番下に、民間業者の委託など、有効に使っていかうというお話がございました。

実は、先ほどの調査員の高齢化なんかも関係しておりまして、民間の調査会社も調査員の確保が大変であったり、それから、様々な資源が値上がりしていて、実はだから、入札不調で調査の開始が遅れた事例というのが1件あったと思いますけれども、そういう民間の利用の場合に入札の不調ということが発生し得るという、そのリスク対応みたいなことも、マニュアルには明記していただくとうよろしいのではないかと。自然災害もそうですけれども、想定し得るリスクとその対応というのも、中に入れておくと、よりよいマニュアルというか、点検になるんじゃないかと思いましたので、発言いたしました。

○津谷部会長 ありがとうございます。これは統計委員会で報告された事項ですが、佐藤委員が指摘されましたのは、船員労働統計調査の準備段階で、外部委託のための入札が予定通りにいかず、思ったよりも時間がかかってしまったということに関連しているかと思えます。さらに、この調査は11月に実施予定でしたが、調査票の配布が遅れたために、能登半島地震の影響を受けて調査期間が大きく伸びてしまいました。ただ、この調査に回答するためには、10月までの情報が必要なため、調査は11月に実施しなくてはならないという事情があるようです。これらの課題と対応について、それをきちんとマニュアル化していくということで、入札についても、見切り発車でもいいので少し早めに始めていきたいという御報告が国交省からありました。こういうことも含めて、課題と対応についてきちんと文書にして、さらにその文書をデジタル化して、今後のために残していただくことは大変重要だと思います。これは、ある特定の調査の問題ということではなく、これから他の調査においても起こり得ることですので、大変有用な御意見だと思います。御発言は

議事録に残して、今後、担当府省がいろいろな場面で気を付けていただくための一助になればと思います。ありがとうございました。

そのほか御意見、御指摘、ございませんでしょうか。

曾田委員、お願いいたします。

○曾田委員 点検・評価の事例を事務局がよく取りまとめていただいて、好事例とか、そういうことで整理いただいていると思うんですけども、自分が統計局にいたときに、好事例という、大体国勢調査というのは綿密に計画されているので、ほかの調査が参考にしようとする、みんな国勢調査を参考にしたりするんですね。それは、統計局の中だから情報がすぐ取れるというのがあるんですけども、他省庁の場合になると、やっぱり好事例というのをいかに横展開でやっていくかという、その場をできるだけ事務局の方にも作っていただいて、ほかの府省の方にも分かりやすくしていただくといいのではないかと思いますので、その点は是非お願いしたいと思います。例えば統計学会で発表するとかというのものもあるかもしれませんが、息の長い話ですので、統計幹事が集まるところで紹介していくとかもあるでしょうし、そういう場をできるだけ多く作っていただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。

事務局、どうぞ。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 今回の御指摘の点は非常に重要なことだと思っております。そのような情報共有の場としては、統計品質管理官を各府省に置いていますが、そのような統計品質管理官が集まる会議を定期的に行っておりまして、そういう場を使って共有を図ったり、あるいは、今、曾田委員は国勢調査の例とおっしゃいましたけれども、統計作成ガイドブックというものを私ども総務省で作っておりまして、そこで今後、業務マニュアルの参考になるような事例などもできるだけ載せて、共有できればと思って、これから取り組んでいこうとしているところです。今後、引き続きそのような視点を持ちながら、取組をしていきたいなと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。現在、国勢調査は第三次試験調査が行われるところです。つまり、これからフルドレスリハーサルが行われ、その後、本調査に向けた本格的な準備作業が行われるということになります。国勢調査は予算規模も桁違いで、最も重要な政府統計調査の一つであるということからも、今後、他の政府統計調査への好事例となるべく、いろいろな情報を文書化し、それをマニュアルとして整備していただければと期待しております。しかし、調査によっては、予算もマンパワーも十分でないものもあり、いろいろと難しい状況の中での実施が余儀なくされている場合もあるかと思っております。そのためにも、国勢調査によってグッドプラクティスを示していただき、それを手本にして、他の統計調査でも前向きに頑張っていただければと期待いたします。これは大変必要なことだと思います。ありがとうございました。

そのほか、御意見、御指摘、ございませんでしょうか。

では、椿委員、お願いいたします。

○**椿委員** どうもありがとうございます。本当に今ありましたように、好事例を取りまとめていただいたことを心から感謝申し上げます。

その上で、まず、点検・評価の実施状況、4ページになりますけれども、これは既に先回ここで報告されたように、農林水産省は1年に1回のサイクルで回す、それ以外は、2年から3年の標準サイクルで回すということになっていたんですね。

1年ごとにPDCAサイクルを回すのは割と御負担になっているかもしれないけれども、逆に、その中でどういう改善活動が進んできたかについては、この2つのモデルを将来的にどういうふうにすれば、ある意味で点検・評価の実効性が上がるし、生産性といいますか効率もいいかについては、一通り回ってきた段階で、各府省の間にいろいろ議論があってもいいんじゃないかなと思ったということが、まず第1点です。

その次に、8ページの中で、先ほども既に参事官から御説明があった7番なんですね。本来だったら、計画のとおり行かなかったということが点検・評価の中で分かってきたのは、昨年の建議の中で、こういう自らきちっと見つけて上げたことは、決して叱るんじゃないくて評価せよという言い方になっていたという意味で、こういうものが点検・評価の中できちっと上がってきた。先ほど説明したとおりですけど、これは感想ですけど、大変心強く思ったところです。

それから、9ページの今後の取組についてということのNo.75なんですけれども、例えば地方公共団体さんが、この調査の負担が重いと、もうちょっと言うと、悉皆じゃなくて標本調査にしていくということで問題はないんじゃないかというような話が、逆にきちっと早く表に出てくる。そういうものが府省ないしは統括官室、統計委員会に上がってきて、精度上問題がないんだったら、そういうところを改善して標本調査にしていくんだという話が上がってくるようなことを、基本的にはこのNo.75みたいなもの、つまり地方も逼迫している、中央も逼迫しているという状況が見える化されるということは、非常に好ましいことになるんじゃないかと思います。先ほどの、悪さ加減が出てきたら、それはそれで評価してあげるというのと同時に、No.75みたいな、現場の逼迫とか問題なんかも抽出して、それを逆に中央省庁がきちっと計画に反映していく、そういうサイクルも作ってくださったらいいかなと思って。

以上が全体のコメントで、こういう改善活動が非常に進んできたということがありますので、何か改善活動の中で、これは各府省が参考にした方がいいよなということに関しては、報奨じゃないけど、褒めてあげるような制度もあっていいんじゃないかなとすら思いました。そういうことです。

以上です。

○**津谷部会長** 椿委員、ありがとうございます。大変重要な3つの点をきっちりと押さえていただき感謝申し上げます。椿委員が2番目に御指摘になった集計表ですが、調査計画の変更についての申請をするときに、予定する集計について説明し、特に変更がある場合には、そのことは諮問審議における中心的な事項の一つとして取り上げられます。ただ、通常、予定される集計表は非常に数が多く、個々の集計表についてきちんと点検・評価することは大変なことが多いように思います。

とはいえ、集計表のデジタル化が進んでおりますので、見る方にとっては、集計結果は飛躍的に使いやすくなってきています。今までのように、分厚い調査報告書のページをめくり続けることをしなくてよくなったわけですが、ただ、集計表があまりにも膨大にあるために、計画どおりちゃんと集計が行われていたのかを確認するのは大変手間のかかる作業でもあります。今回、集計表を全てチェックした結果、漏れていたものがあつたことがわかったという御報告がありました。このことは、椿委員も常々おっしゃっておられますように、高く評価したいと思います。先日、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の見直しについて御説明をお聞きする機会がありました。これは統計委員会に今後諮問されると思いますが、この見直しにも調査結果の集計表についてのものが含まれています。厚生労働省は、今までの集計表を全て洗い直して、情報が重複するものや余分なものは削除し、そのスペースを政策的にニーズの高いものに替えていくということのようです。例えば、SDGsのグローバル指標の一つである貧困、特に子供の貧困についての集計表を、今までは参考表として公表していたのを本表の一部にしたいという御提案があり、大変うれしく思いました。このことは調査計画の変更案のひとつであり、まだこの部会に報告されてはおりませんが、好事例のひとつであるという意味では、委員の皆様方の御尽力の効果がかなり上がってきている、浸透してきているのではないかと思います。厚生労働省を持ち上げたいわけではありませんが、まるで絵に描いたような好事例でしたので、情報を共有させていただいた次第です。

そのほか、何か御意見、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、一応、御意見、御感想は出尽くしたようですので、次に進みたいと思いますが、その前に、本日御欠席の委員の方々から御意見を賜っております。事務局から、御紹介をお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 本日御欠席の安井専門委員、下野専門委員から、点検・評価の取組状況についてコメントをいただいております。

まず、安井専門委員でございますが、資料1で紹介されている各府省における点検・評価結果を通じた統計作成プロセスの改善例は、項目ごとに分かりやすく整理されており、理解が進みました。

その上で、事例の中にありました事例の3の①、法改正等への対応のために調査項目を見直した事例、これは計画、プラン段階における改善である。また、事例の7の①と②にある公表時期の遅延や集計作業の漏れ等への対応、こちらはプランに対するアウトプットの点検・評価を踏まえた改善と考えることができ、その意味で、両者は一対となっていると言えます。このことがソフトウェア開発におけるV字モデルを思い出させ、統計作成プロセスの品質管理においてもV字モデルは有用なのではないかと思いました。また同時に、見直しの際にこのことが発見されたということは、各府省における点検・評価の進捗・定着に伴い、プランに対しアウトプットをチェックし改善するというPDCAサイクルが、有効に回り始めてきていることを意味しているように思います。

以上が、安井専門委員のコメントでございます。

それから、下野専門委員でございますが、資料1で紹介されている点検・評価を通じた課題等の改善例について、7つの項目に類型化されているとおり、多様な改善事例が上ってきており、令和2年度に点検・評価の取組が始まってから数年たって、その成果が着実に始めている印象を受けました。改善事例のうち公表時期の遅延や集計作業の漏れ等への対応については、そのような観点を持って点検しないと気付かない点だと思います。この項目のように、統計作成機関にとって必ずしも印象がよくないネガティブな事例についても、包み隠さず点検・評価結果として報告され公表されていることは、点検・評価の取組においても、統計委員会建議で言われている、エラーの発生自体を悪とするのではなく、エラーに対して社会や統計ユーザーを第一に考えた対応がなされないことを悪とするとの、品質優先の意識が各府省に浸透しつつあるとも言え、大変よいことだと思います。

以上が、下野専門委員のコメントでございます。

○津谷部会長 御紹介ありがとうございます。お二人の専門委員からも、おおむね前向きなコメントをいただいたと理解いたします。

これらの御意見について、何か付け加えたい点、御感想、御意見、ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これで一応、御意見が出尽くしたようですので、この点検・評価の取組に関する議題については、ここまでとさせていただきます。

本日、事務局から御報告をいただき、また委員の皆様からも御意見をいただきましたように、各府省における点検・評価の取組は、おおむね着実に実施されていることが確認できたと思います。改めまして、これまでの各府省の御尽力に感謝を申し上げますとともに、これからもこれを続けていっていただきたいと願っております。各府省の取組にエールを送りたいと思います。ありがとうございました。

令和4年の8月の統計委員会建議、そして第IV期基本計画でも述べられておりますように、公的統計の信頼性を確保するために、PDCAサイクルを確立し、統計の品質の確保・向上に向けて前向きかつ不断の取組を行うことは不可欠です。そして、この各府省による点検・評価はその中核となる大変重要な取組であることは、私ども皆が共通して理解しているところです。この場を借りて、改めて、さらなる充実・改善に取り組んでいただくとお願いいたします。

もちろん、これは簡単なことではありません。自らの点検・評価に加えて、これからは、本日の2つ目の議題である統計作成プロセス診断が入ってまいります。その診断の対象となる統計調査の担当府省は大変だと思いますが、これは必要不可欠な作業です。これを続けていくことによって、このプロセスが標準化されることを期待しております。先ほど、最初は大変だと思うと申しましたが、これをうまく軌道に乗せていくことが、今後の政府統計の品質の向上につながっていくと思いますので、是非前向きに頑張ってくださいと思います。

また、当部会といたしましても、より効果的に支援を続けていくために、今後も各府省の点検・評価の取組状況について定期的に御報告をいただき、それを委員の皆様方と共有

して、御意見や御助言をいただいて、それを還元していくということを続けていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上のように整理をさせていただいて、議題1についての審議はここで終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、このPDCAサイクルの定着に向けた点検・評価の取組状況についての令和5年度分報告について、委員の皆様方に前向きに御評価をいただいたと整理させていただきたいと思っております。

それでは、次に、本日の2つ目の議題に移りたいと思っております。統計作成プロセス診断の実施状況（令和5年度）についてです。

統計作成プロセス診断については、本部会の下に設置されたタスクフォースを中心に行われております。椿委員に座長に御就任いただき、構成員の皆様に変な御尽力をいただき、また多くの方々にお力添えをいただいております。このタスクフォースを中心に、「要求事項」及び「方針（フレームワーク）」の点検が行われ、昨年、令和5年6月に開催された本部会の第5回会合において、最終案が了承されました。その後、統計委員会の了承を経て、昨年7月に「要求事項」及び「方針（フレームワーク）」が正式決定され、これらに基づいて、昨年10月から統計作成プロセス診断が本格的に実施されております。

本日は、事務局から昨年度、令和5年度の取組を中心に、統計作成プロセス診断の実施状況などについて御説明をいただき、それに基づいて、今後の取組に向けて、委員の皆様方から御意見や御助言をいただければと思っております。委員の皆様の中には、統計監理官として実際に診断業務に当たっていただいている方もいらっしゃいます。お世話になっております。ありがとうございます。是非、御自身の経験や体験を踏まえて御発言をいただければと思っております。

それでは、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 それでは、議題2の関係、統計作成プロセス診断の実施状況について御報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1ページ、プロセス診断の経緯等でございますが、委員の皆様もここはよく御存じのことと存じますので、ポイントのみを申し上げますと、令和2年の第Ⅲ期基本計画で、統計監理官による第三者監査を行うこととされまして、本部会の下に置かれたタスクフォースを中心に要求事項等の検討が行われましたが、検討の中で、この第三者監査というのは、現状を客観的にチェックした上で、よりよい改善の在り方を共に検討する取組ということで、統計作成プロセス診断と位置付けることとされました。そして、令和4年の統計委員会建議では、全ての基幹統計調査を対象に、計画的に診断を実施することとされたところです。

その後、先ほど部会長からお話がありましたように、昨年の7月に、診断の「方針」と「要求事項」について統計委員会で審議・了承をさせていただいて、総務省で正式に決定し、そして、昨年10月から診断を本格的に実施している。そういう流れでございます。

2ページは、昨年、この部会で御了承いただきました診断の「方針（フレームワーク）」の概要を参考として付けさせていただいておりますが、内容の説明については割愛をさせ

ていただきます。

3 ページは、議題 1 で説明をさせていただいた各府省の点検・評価の取組と、この統計作成プロセス診断の関係を図で示させていただいたものでございますが、プロセス診断は、各府省が自ら点検・評価を実施するタイミングに合わせて診断を行いまして、専門的・客観的な視点から気付きを与えるものとさせていただいております。各府省は、点検・評価を踏まえて見直し・改善を検討する際に、この診断の助言等も併せて改善方策の検討を行い、それを点検・評価の結果に盛り込んで公表する。そのような形とさせていただいております。

4 ページ以降から、令和 5 年度の取組実績ということでございますが、令和 5 年度の年度の前半は診断の方針及び要求事項の検討を行い、年度の後半から診断の本格実施を行っております。令和 5 年度は 4 つの基幹統計調査、うち 1 つは共管の調査ですので、関係府省は 5 府省ということになりますが、これらを対象に統計監理官 4 人程度の 2 つのチームで診断を実施いたしました。診断の大まかな流れはこの下の図のとおりですが、1 つの調査についておおむね 3 か月程度の期間をかけて、診断を実施しております。

次の 5 ページからが、診断を踏まえて、統計監理官から診断対象府省に対して助言等を行った主な事例を紹介させていただくものでございます。今回、特に診断対象となった調査のみならず、ほかの調査でも参考になりそうな助言などを中心に、整理させていただいております。

まず、5 ページ、1 つ目の固まりですが、業務マニュアルの整備などに係るものでありまして、①は、多くの関係者が関わる大規模かつ複雑な調査の事例、それから業務マニュアルの整備はされているものの、プロセスごとの作業手順書のようになっていて、各プロセスのつながりが分かりにくい状況になっていたという調査の事例について、個々の関係者が役割分担や各プロセスの目的、意義を十分に理解しながら携われるように、各工程のつながりや、やり取りされる情報なども含めて、全体像が見えるようなワークフロー図を作成するなど、業務マニュアルの充実を図ることについて助言したというものです。

②は、実際に調査対象者とやり取りをする地方の出先機関について、ノウハウの共有や事務の効率化を図るために、共通する手順の作成などを検討することについて助言したというものです。

次に、6 ページでございますが、誤り発見時の対応や不測の事態への対応、先ほど佐藤委員からもお話がありましたけれども、不測の事態が起こったときの対応ということで、③は、公表数値の誤り訂正の事案への対応について、原因分析や再発防止策の検討の充実を図るために、ここに記載させていただいているような形で分解して考えると、より深い検討ができるのではないかと助言です。

④でございますが、現在の業務・運用は非常に安定的であるが、それがゆえに逆にプロセスが固定化して、問題や課題の発見が遅れ、変化に柔軟に対応できなくなってしまうおそれがあることに留意する必要があるのではないかとということ、それから、現状は報告者から問題なく回答が得られているが、万が一その協力が得られないような事態が起こるといふ不測の事態への対応について、あらかじめ検討しておく必要があるのではないかと、そ

のような助言でございます。

次に、7ページ、これはシステムの活用等に係るものでございまして、⑤が、職員が自らプログラムをコーディング可能となっているシステムで、業務変更時などに柔軟に対応できる形になっている一方で、ヒューマンエラーが起りやすい構造になっているという事例について、なかなか一変に変えることが難しいということは理解しつつ、より効率的なシステムの導入や、ヒューマンエラーが起りにくくなるような工夫、更にプログラムの要件の可視化などを、中長期的な視野で検討していく余地があるのではないかとというような助言です。

⑥は、複数府省の共管の調査で、審査・集計プロセスで複数の関連システムを使用しているという事例について、そのつなぎ目のところで問題が生じやすいということで、システムを統合して審査プロセスを見直すことを検討してはどうかという助言です。

8ページでございますが、調査票（情報）の管理に係るもので、⑦は、市町村からのオンラインによる報告は情報管理の観点からも有効であるということを知り、オンライン利用の拡大に向けて取り組んでどうかというような助言。

⑧は、調査票の紛失等のリスクを低減するために、紙の原本というのとはできるだけ動かしにくいような工夫について検討してはどうかというような助言です。

最後に⑨、これは品質表示の問題で、調査の回収率が実態よりも低く公表されている事案、それから、調査票の追送分を反映して結果数値の訂正をする際に、「数値誤りの訂正」として公表されている事例について、利用者の信頼という観点から、そのような公表の仕方になっているのはもったいないのではないかとということで、ユーザーの正確な理解に資するような方法を検討してはどうかという助言がありました。

以上が助言等の内容で、9ページからは、プロセス診断を通じて把握をした各府省の取組の好事例について、紹介をさせていただくものでございます。

このページでは、例えば①は、統計の品質向上のための組織体制が整備されている事例、②は、職員に対する独自の研修等が実施されている事例、それから、③として、誤り対応のルールや対応結果について、府省内で研修や情報共有に取り組まれている事例などを紹介させていただいております。

③の中の2つ目の事例ですけれども、調査対象者からの問合せを契機として、調査項目の定義に認識誤りが生じやすいことを把握して、応急的な対応として速やかに「よくある解説集」を見直して周知をするとともに、恒久的な対応として調査票の変更の申請を行うという、2段階の対応が行われた事例でございます。

次に、10ページでございますが、④は、調査の進捗管理を行うためのモニタリングシステムが導入されている事例、⑤は、審査・集計プロセスで漏れが起らないようにチェックリストが活用されている事例などを紹介しておりますが、⑥については、1つ目の事例では、日頃から政策部局とコミュニケーションを取ってニーズを酌み取り、利活用の状況整理をして、組織全体で共有をしている。そして、出先機関の職員が実際に調査対象者と話をする際に、この統計はこういうふうに使われていると説明できるようにしているという事例。最後の事例は、府省全体で業務マニュアルの整備状況を総点検し、マニュアルの

整備を進めていこうと、そのような動きがありましたので紹介をさせていただくものでございます。

11 ページは、今回の診断対象となった府省から、診断の実施後にアンケートを行った結果の概要を取りまとめたものです。上の段では、診断を通じて様々な気づきを得られたとコメントをいただいておりますけれども、この4つ目のところでは、統計監理官とのやり取りだけではなくて、診断を受けるためにいろいろ準備する中で、担当者と管理職が密に話し合いをすることが効果的であったと、そのようなコメントもございました。

また、下の段では、診断の実施方法について、より効率的なやり方を検討してほしいという要望ですとか、充実した診断を行うため、2回目以降の診断では重複を避け、メリハリ・重点化を図ること、また、複数の調査や実施系統で構成される調査の場合は、対象を絞った方がより意味のある診断ができるのではないかと、そのような意見・要望があったことを紹介させていただきます。

最後に、12 ページでございます。令和6年度のプロセス診断の実施予定ということですが、統計基本計画に基づきまして、50 ちょっとある全ての基幹統計調査を対象に、計画的に診断を実施していく必要があるということ踏まえつつ、各府省の点検・評価の実施のタイミングなども勘案しながら調整を行いまして、令和6年度は、9つの基幹統計調査を対象に診断を実施する予定としております。

令和6年度にも、引き続き統計監理官のチームを複数編成し、令和5年度と同様の手順で実施をしていく予定でございますが、実施に当たりましては、令和5年度の診断の結果も踏まえまして、業務の効率化や受診府省の負担軽減を図るとともに、診断対象数が令和5年度に比べると増えますので、実施体制の充実、確保を図る。さらに、診断のノウハウの蓄積、共有や、参考となる事例の横展開を図っていく。それから、診断の助言等を踏まえた各府省における改善の取組状況を把握していく。このようなことに留意しながら、着実に進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○津谷部会長 参事官、御説明ありがとうございました。

ただ今、事務局より統計作成プロセス診断の取組状況として、昨年度後半から、関係府省の御協力の下、本格的な実施が始まっていることを御説明いただきました。そして、この統計作成プロセス診断を踏まえて、それに携わっていただいた統計監理官の皆様からの御助言、そして、統計作成プロセス診断を通して把握された好事例、さらには、診断を受けた府省からの御意見、感想、要望などを御紹介いただきました。

それでは、ただ今御説明をいただいた内容につきまして、委員、臨時委員、専門委員の皆様方から御意見や御感想、御助言がありましたら、お願いいたします。

どうぞ、成田委員、お願いいたします。

○成田臨時委員 また御質問なんですけれども、こちらの7ページ、システムの活用について記載がございますけれども、こちらは、職員自らがプログラムをコーディング可能となっておりますと書いてあるんですけれども、アクセス管理とかアクセス権限についてはどのようなになっているか、御紹介をお願いできますでしょうか。

○津谷部会長 事務局、お願いいたします。

○沼川総務省統計品質管理推進室企画官 事務局から御回答を申し上げます。

成田委員からの御質問、いわゆる統計作成に係る情報システムのセキュリティ対策についてでございます、システムのアクセス管理がどうなっているかというところで、御質問について、事例に該当する機関に確認しましたところ、いずれも当該調査を担当する部署の職員以外の者が当該システムを閲覧、操作、利用することができないよう、裏を返せば担当する部署の職員のみが扱えるよう、システム上のアクセス制御をはじめとするセキュリティ対策には万全を期している、努めているとのことであります。

なお、一般的に各府省においては、LANをはじめ所管する全ての情報システム等について、NISC、内閣サイバーセキュリティセンターの統一基準に準拠して、全府省庁が情報セキュリティポリシーを策定しております、その中で、本件のようなセキュリティ管理対策につきましても、技術的対策、物理的対策、人的対策の3つの観点から具体的かつ詳細に規定し、システムによる情報の厳格な管理に万全を期している、努めているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 御回答、ありがとうございました。成田委員、いかがでございましょうか。

○成田臨時委員 詳細な御説明、どうもありがとうございました。安心しました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

その他、御質問、御意見、御感想、ございませんでしょうか。

それでは、西委員、お願いいたします。

○西専門委員 事務局からの御説明、ありがとうございました。あと、私自身はこの統計作成プロセス診断のタスクフォースには入っておりませんので、実際これに関わられた皆さんは、恐らく相当大変だったのではないかなということで、本当にありがとうございましたという頭が下がる思いでございます。

その上で、感想というか、一つ御提案を含めて2点でございます。

1点目が、点検・評価自体が各府省の自助努力でやっていらっしゃる取組で、これ自体が、専門家の皆さんがちゃんとした視点で、第三者で見ていただくというのは、やっぱりやる方と見る観点が少し違うものかなと思っております。やはりここから出てくるものの観点というのも、点検・評価の仕組みに翻ってフィードバックするということがあってもいいのかなと思いました。

例えば、今回、5ページの①で、黒ポチの2つ目のところに、各プロセスや作業の目的、意義とか影響の明確化とか、ワークフロー図を作るみたいなお話を提案していただいたということが書いてあるのですが、これは多分、デジタル化を進めるとか、あと業務の手順を可視化していくとか、ミスの特定制とか、フロー図を作っていく作業というのは、点検・評価の枠組みで求めている事項に非常に有効な取組で、これは多分どの統計調査にも生かせるものだったりすると思うんですね。このようなものは、是非点検・評価の様式とかに具体的に入れていただいて、次の点検・評価で各府省がこの点も自分たちでチェックができるようになると、プロセス診断と点検・評価がいい循環、さっきPDCAの図も見せて

いただきましたけど、動くんじゃないかなと思いました。

その上で、2点目なんですけど、多分これは、各府省の皆さんと実際診断に関わっていただく統計監理官の御負担というのは、やはり非常に大きいと思うので、重点化の御意見も上がっていたところなんですけど、定型的に見てアドバイスできるものに関しては点検・評価の方に組み入れていくと、よりプロセス診断の方で見ていくものが重点化できると思いますし、アドバイスというか、相談の時間が実は有効だったという各府省の御意見もあったと思うんですけど、そういう定型じゃないところに時間を割ける方が、もっと有意義になっていく可能性もあるかなと思いました。そのような取組の仕組み化とか、あと重点化みたいなところをうまく回していただけると、持続性があるものになるんじゃないかなと思いました。

改めて皆様の御尽力に感謝をした上でということでの意見でございます。よろしく願いします。

○津谷部会長 西委員、ありがとうございました。これにつきまして、統計監理官として実務に加わっていただいた委員の方から、御意見、ありませんでしょうか。

曾田委員、お願いいたします。

○曾田委員 統計監理官で、1つの調査のプロセス診断に入れていただきましたけれども、一番最初に思いましたのは、事務方が診断票を作る、A3判の、恐らく20枚以上になるような診断票を作られるのが物すごく大変で、御苦労されているところが一番感謝するところか、お礼を言わなきゃいけないところだと思います。そのようなところもあるので、各省庁から重点化というところ、重点化がいいのか、そのたびごとにローテーションでいろいろ視点を変えていくのか、いろいろあるかと思いますが、事務局の負担も考えて永続的なプロセスにするために、少し重点化というのは確かに必要ではないかと思いました。

それから、自己点検の場合は、担当者がある程度見ていけばいいのもありますけれども、今回もこのところに出ていましたけれども、ある程度管理職と担当者が、今度プロセス診断があるから対話をして、ちゃんと管理職も、調査をやっているということを理解してもらおうというプロセスが、やっぱり重要なんじゃないかなと感じました。例えば統計局なんていうのは、1つの課自体がもう統計調査専門にありますから、課長はある程度分かるんでしょうけれども、ほかの府省さんですと、必ずしも統計専門の部局じゃない課でやっている調査もあると思いますので、こういうのを機会に上司と部下のところの意思疎通が図れるというところも、大きな役割ではないかと感じました。

以上です。

○津谷部会長 椿委員、お願いいたします。

○椿委員 私も、曾田委員から最初にあったように、これは事務局様の本当に負担が大きかったということは、もうそのとおりだと思っています。初めての経験で、診断表を作る、この項目をきちっと網羅していただくということに対しては、大変な御尽力をいただいて、それに基づいて、我々の方で、あるいは主査の統計監理官が、ここを一応重点的にやろうというのは事前のミーティングはしていて、その結果自体は各府省に伝わっているという

ことにはなっていたかと存じます。そういうことがあったということがまず第一。

それから、重点化は、やはり2巡目になったらリスクベースの審査、診断になっていかなきゃいけないんだろなということはあるので、その点は御指摘のとおり少し考えていきたいし、それが府省のある意味でボイスであると考えましたので、是非そういう方向は、またいろいろな診断のチームで考えていければと思います。

あと、もともとこの仕組みは第三者監査のような言い方から入ったので、多分、各府省、相当緊張して構えていらっしやるんじゃないかと現時点では思うので、それをあえて「診断」として、我々は改善の気付きを与えると、こちらはこちらでやはり仲間なんだと、自己点検をある意味で補強する仲間であると、何かそういう文化に育てないと、やはり各府省にとっては非常に、何となく厳しい人が来るんだというふうに思われてしまうんじゃないかとは思っていますので、何かその辺はうまく今後、工夫していければなと思っています。

本当は、統計幹事自らが診断して、それにほかの府省のエキスパートが出てくるくらいの身内でやってもいいんだけど、ただ、身内でやると言われちゃうと、また信頼性の問題があるので、しばらく今のような体制を維持していくということじゃないかなと思っています。

すみません。ちょっと感想めいたんですけれども、ここに出てきている御批判については、そのとおりだとは思っておりますので。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。西委員の御意見に、曾田委員と椿委員から御賛同があり、加えてさまざまな御意見をいただきました。これから各府省による自主的な点検・評価は2巡目、3巡目に入ってまいりますので、この時点で、外部の統計作成プロセス診断の専門家からの御意見をお聞きすることは大変重要であると思います。そして、その後、この診断結果を府省が自主的に行う点検・評価に反映させ、今後の取組に組み入れていただくという、ダイナミックなプロセスを作っていくことが重要です。統計作成プロセス診断はそのために行っているわけですので、椿委員が御指摘になったように、プロセス診断は監査や審査ではなくあくまで診断であるということです。つまり、各府省の自己点検をお手伝いすることを目的としたものです。

とはいえ、今までの経緯もあり、また先般、統計の不適切処理事案が広くマスコミに報道されたこともあり、各府省にとっては、ある程度腰が引ける、また負担感が大きいと感じられる作業であることは否定できないかと思えます。担当府省にとっての負担も小さくないと思いますが、統計監理官の皆様の御負担も大きく、さらに、先ほど複数の委員から御指摘がありましたように、この診断表を作成する事務局の御負担も大きいと思います。特に、診断プロセスに不慣れな最初の段階での準備と対応は大変であろうと思います。1巡目は、ある程度俯瞰を中心とした総合的なものにならざるを得ないわけですが、椿委員もおっしゃったように、全ての点について診断はできませんので、ある程度重点化して、それに基づいて効率的かつ効果的に診断ができるような体制を整えて、それが点検・評価に反映されていくようなサイクルを作っていければと思います。これは大変な時間とエネルギーを要する作業であり、これに携わられている関係者各位の御尽力に心より御礼申し

上げます。

そのほか御意見、御質問、ございませんでしょうか。

どうぞ、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 本当に大変な作業をしていただいて、ありがとうございます。ただ、そこらいろいろな好事例も見つかっているので、価値はあるんだなと思って伺ってありました。

ただ、昨年度が4つの調査ですね。来年度が9つを予定されていまして、だから13ですね。そうすると、2年間で10件ちょっと。全部で50あるんですよね。なかなか長期計画でやらないと、このプロセス診断そのものが中途半端にならないように、品質管理推進室でもその体制を整えて、最後までやり抜けるような形を作っていただければ。とても大変な業務なので、とても継続が負担になるとは思いますが、どうぞよろしくお祈りしますというお願いでございます。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございます。

私からも一つお聞きしてよろしいでしょうか。資料によると、令和5年度は、後半に4つの統計作成プロセス診断が行われ、今年度は年度を通じて9つの診断が予定されているということですが、昨年度は、4名の統計監理官の方から成るチームが2チーム編成されて、各チームがそれぞれ2つの診断を担当されましたけれども、今年度は9つの診断が予定されており、これを2つのチームで担当するのは難しく大変ではないかと思えます。まだ決まっていないことをお話しいただくことはできないのかもしれませんが、幾つぐらいのチームで診断を実施されることをお考えですか。もちろん診断に御参加いただく専門家の方々の人数や時間の制限などの供給側の問題もあるとは思いますが、プロセス診断に携わる人員についてなにか具体的な情報があれば、テナティブなもので結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 まさに今年度は、昨年4つに比べて倍以上実施することになりますので、なかなか今の2チームでは、この先ちょっと回していくのが大変だなというのは、事務局としても思っております。夏以降、もう1チームぐらい増やせないかと思って、今、体制の強化を考えているところです。現状はそのような形で、今、いろいろと調整をさせていただいているという状況でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。この業務に、事業と言ってもいいかと思えますが、関わっていただく方々、なかでも診断チームのメンバーの方々の御負担をできる限り軽減することが不可欠だと思います。あまりにも負担が過重ですと、診断作業を続けることはできません。作業を効果的かつ効率よく続けていくためには、私たち全員が協力をし合って知恵を出し合い、これを定着させて発展させていく。現在はその最初の段階ですので、大変重要な時期だと思います。

そのほか、御意見、御質問、御提案、ございませんでしょうか。

細川委員、お願いいたします。

○細川専門委員 細川でございます。御説明いただき、ありがとうございます。私から、2点ほどコメントをさせていただきます。

1点目なんですけれども、今ちょうど御投影いただいていますように、6年度の取組に当たっての主な留意点として、チェックマークの4つ目にございますように、参考となるような助言や好事例の把握を行い各府省に横展開していくところを、留意点として挙げていただいています。このような助言や好事例についてはまさしく政府全体としての宝でございますので、ジャストアイデアといたしましては、例えば統計研究研修所がオンライン及びオンラインでの統計関連の研修をやっておりますので、そちらの方でも、独立したコースになるかどうかは分からないんですけれども、このような助言や好事例を、統計を行う上での有用なノウハウとして研修のコンテンツに活用されて、先ほど統計品質管理官を通じての横展開というところの御説明がありましたけれども、より広く、直接統計に関わる職員の方々に展開されたいかがかというところを、参考までに御提案させていただきます。

2点目といたしましては、今後、このプロセス診断が更に発展していく、拡充されていくという中で、携わる皆様方の御負担及び事務局の職員の方々の御負担というところ、これも非常に懸念事項でございますので、こういうところを、人間的な手当だけではなく、デジタル化を通じての効率的な業務の運営、人に負担のかからないように、デジタル化のメリットを生かすというところも御検討いただければありがたいかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○津谷部会長 細川委員、ありがとうございました。では、これについて、参事官、お答えをお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 ありがとうございます。参考になる助言、好事例、このようなものを横展開していくというのは、私どもも非常に重要だと思っております。統計研究研修所の研修の中に統計品質管理の関係のメニューもありますので、そういう機会に、研修メニューの中にそのような好事例も盛り込んで共有を図っていくという形で、今後活用していきたいと思っております。

それから、2点目の、事務局の業務の効率化、デジタル技術をできるだけ活用してということは、私どももできるだけやっていきたいと思っております。いろいろ御助言をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。より広い情報の共有、参考になる御助言や好事例についての情報共有が重要であるとのこと。これは一度に全てできませんが、政府全体で取り組んでいくべきことであると思っております。先ほど曾田委員もおっしゃったように、各府省の幹部、特に事務方のトップの方々に御理解をいただくことが大事だと思います。各府省の調査について、細かい具体的なことではなく、こういうことをやっていて、こういうことがあったという大筋の大事なことを各府省の幹部の方々に御報告いただいて、御理解をいただくことが重要です。すぐには御理解いただけなくても、とにかく情報の共有を図っていく。

そうしないと、先ほどから指摘されている人員と予算の問題は解決しません。予算が十分に付けば解決するというものでは必ずしもないとは思いますが、「ない袖は振れません」ので、必要な予算措置を講じて頂くことは不可欠です。それも単年度ではなくて、できれ

ばある程度継続的に行うことができれば理想的です。複数年度を見据えて作業計画をたてることは、各府省の事務方のトップの御理解と御協力なしには不可能だと思います。

国土交通省の建設工事受注動態統計調査に関連する一連の不適切処理事案への対応でも、事務次官をはじめとする事務方トップに御理解をいただくべく努力したことの効果は大きかったのではないかと思います。この効果を評価するには時期尚早かもしれませんが、このような対応が始まったことは喜ばしく、ピンチをチャンスに変えるための最初のステップが踏み出せたように思います。担当府省だけではなく、統計作成の現場だけではなく、広く官僚組織全体を通じて情報の共有をしていただくことも、大変重要だと思います。有意義な御意見、ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問、御提案、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そのほか、事務局からはございませんでしょうか。

御出席いただいている委員の皆様方からの御意見は一応出尽くしたようですが、今日御欠席になっている2人の専門委員から御意見を伺っておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 議題2の関係について、安井専門委員、下野専門委員からそれぞれコメントをいただいております。

まず、安井専門委員ですが、資料2で紹介されている受診省からのアンケート結果の中で、「プロセス診断への対応を通じ、担当者と管理職が密に話し合いをすることで悩みや問題点を相談しやすくなる効果や、内部の検討だけでは気付けない事項を検討する契機となった」との意見が紹介されていたが、TQMにおいては、トップ、経営層が現場を理解することが重要である。これがないと各層が寸断されることから、診断を通じて受診省がこのような気付きを得られたことは、大変よいことだと思いました。また、統計作成プロセス診断の継続が、各府省における風通しのよい組織文化形成に役立つことを願っています。

以上が、安井専門委員のコメントでございます。

それから、下野専門委員ですが、資料2で紹介されている統計作成プロセス診断を踏まえた助言等の事例のうち、例えば業務マニュアルの整備等については、資料1の点検・評価結果においても共通項として現れてきており、相乗効果として大変いい傾向だと思えます。この共通項について、点検・評価と統計作成プロセス診断のそれぞれの取組を対比してみると、後者の診断の方がスコープが広く(例えばマニュアル整備の対象範囲について、地方支分部局等もスコープに含めているなど)、また、チェックの観点においてもより深掘りされている(例えばマニュアルの精緻化については、その意義まで記載するよう、また誤り事象については、その原因をもっと緻密に分析するよう助言しているなど)、このような印象を受けました。診断ならではの深さは、診断の意義として強調できると思います。

以上が、下野専門委員のコメントでございます。

○津谷部会長 御紹介ありがとうございました。このお二人の専門委員からの御意見につきまして、御意見、御助言、御提案、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

これで一応、部会構成員の皆様からの御意見、御提案をお聞きすることができたかと思

います。

これをもちまして、2番目の議題、統計作成プロセス診断の取組、特に令和5年度を中心とした取組についての審議は、ここまでとさせていただきたいと思います。

先ほどより事務局から御報告をいただきましたように、統計作成プロセス診断の本格的な実施が昨年度の後半から始まり、今年度もそれを継続し、更に拡充を図っていくということから、統計作成プロセス診断は順調にスタートが切れたのではないかなという感想を持ちました。これについては、統計監理官の皆様、事務方の皆様、そして、診断の対象になった府省の担当者の皆様、いろいろな方々の御努力と御尽力はもとより、直接診断に関わらなかった方々、各府省の御理解と御協力があったことであると思います。いま一度、感謝を申し上げたいと思います。

先ほど西委員からも御指摘がありましたけれども、2番目の議題である統計作成プロセス診断の取組は、議題1の各府省による点検・評価の取組と表裏一体のものでございます。ですので、統計作成担当部局と各府省による自主的かつ主体的なPDCAサイクルの実施のさらなる発展・拡充、そして、その実効性を上げていくための取組において、統計作成プロセス診断は不可欠なものです。事務局より御報告いただいたように、統計委員会建議及び第IV期の基本計画でも、この重要性は明記されています。引き続き計画的に、そして着実に、しかしあまり無理をしすぎないように、プロセス診断を実施していただきたいと思います。

総務省及び各府省の皆様におかれましては、本日の部会における各委員の皆様方の御意見、御助言を踏まえて、統計作成プロセス診断がより実効性の高いものとなっていくよう、不断の見直しと引き続いての診断の計画的かつ円滑な実施、そして、これに向けた互いの協力と情報の横展開、そして、この診断を通じて統計作成プロセス全体の改善が行われていくよう、改めて御尽力をお願いしたいと思います。

また、繰り返しになりますが、当部会としても、定期的に実施状況の御報告をいただいて、それへの支援を続けていきたいと思っております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、このように整理をさせていただき、議題2についても審議は終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この議題2、統計作成プロセス診断の実施状況についての令和5年度分報告についても、了承と整理させていただきたいと思います。

本日、用意しました議題は以上となります。全体を通して、委員、臨時委員、専門委員の皆様から、さらに御意見などございましたら、お聞きしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか事務局から、何か追加の御連絡、御報告事項はございませんでしょうか。

○辻総務省統計品質管理推進室参事官 特にございませぬ。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれまでといたしたいと思います。
次回の部会の日程につきましては、改めて事務局より御連絡を申し上げます。
本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、本当にありがとうございました。